

1. はじめに(背景)

本市では、旧「野洲町・中主町」で策定した緑地の保全及び緑化の推進に関する具体的な方針である「緑の基本計画」が令和2年度で目標年次を迎えたことから、「野洲市みどりの基本計画」を令和3年7月30日付で策定したところである。

みどりの基本計画の策定にあたり、令和2年6月1日～19日の期間において、野洲市在住・在勤の18歳以上の方を対象に、野洲市のまちづくりに関するアンケート調査を実施（配布数：2000通、回収数：956通）した。その中で、公園等の整備水準で身近な公園の整備状況に対する評価が、市内7地域中、三上地域のみ満足度が高いが、他の地域は低い評価となった。

そこで、みどりの基本計画では、「持続可能なまちづくりへの対応」「公園の活用や管理運営のあり方」「関連施策や市民等との連携」の考え方のもと、みどりの保全や公園の整備・マネジメントに関する現状と課題について、「身近な公園の適性配置」「公園緑地の再編と再生」等の施策を展開し、活用可能性も含め有効利用について取り組むことが示された。

市内には、都市公園から地域の小規模公園まで、197箇所の公園・緑地が存在しており、多くの公園は、地元自治会に維持管理を委ね地域のレクリエーション拠点、防災の拠点等の様々な機能を有しており活用いただいている。

しかし、施設の老朽化や魅力不足など利用者ニーズの多様化による利用頻度の低下による公園の存在意義、少子高齢化や人口減少による維持管理の負担、地域コミュニティの弱体化といった社会情勢の変化で多くの課題を抱えている。

2. 目的

本計画の策定にあたり、地元自治会の協力を得て公園の実態調査を実施し、意見や意向、課題を、整理、分析、評価して今後の公園のあり方を示す「公園再編計画」を策定することを目的としている。

3. コンセプト (概念)

上位計画となるみどりの基本計画で示された「みどりの将来像（豊かなみどりが活力と交流を生むまち）を実現させるため、既存公園・緑地の再編と再生を行うことでストック機能を向上させ、活力と交流を生む身近な公園、市民のコミュニティ活動や交流、憩い遊びの場として重要な役割を担った公園の適正配置に取り組むため再編・再生を目指すものとする。

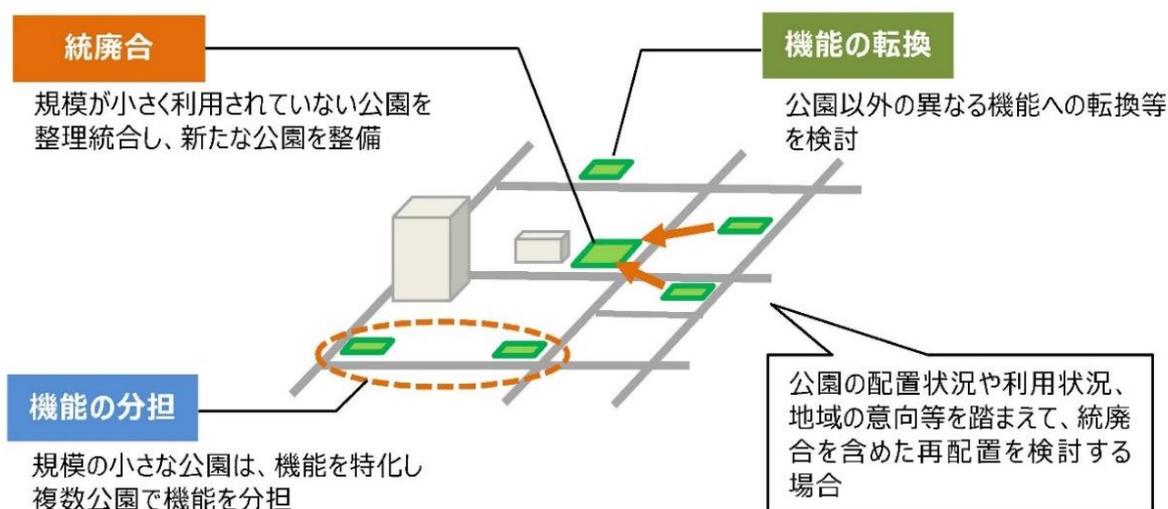
地域の交流を生む拠点づくり、質的向上に向けた公園緑地の再編・再生

市内の公園は立地条件等により利用目的が限定されることで、殆ど利用されていない公園も存在する。また遊具等の老朽化により魅力不足を指摘する意見もあるがメンテナンスや維持管理にかかる負担も課題となっている。

また今後も進む少子高齢化に対応するためには、健康増進や子育てのしやすい環境づくりに配慮した、幅広い世代に愛され、地域コミュニティの中心となるような公園が求められる。

そのため、基本的には既存公園のストック機能向上を目指す。配置や利活用状況、地域の意向等から総合的に判断し、統廃合や機能の転換、機能の分担なども含めて、今後の再編・再生を検討し、計画していくものとする。

■ 統廃合を含めた再配置の考え方



統廃合を含めた再配置の基本的考え方

出典：野洲市みどりの基本計画（令和3年7月）

4. 基本方針

野洲市内には、都市公園が14箇所、児童遊園が4箇所、地域ふれあい公園が179箇所、それぞれ存在している。コンセプトおよび各公園の実情を踏まえて、再編・再生に向けた基本方針を設定する。

(1) 都市公園

都市公園法に基づいて設置された都市公園は、施設の老朽化や地域の実情（利用実態）等を踏まえて基本的には「現状維持」とし、「再整備・施設更新」に係る公園施設長寿命化計画を策定していく。長期未整備公園については、多角的な視点から公園の必要性や代替性、実現性等を整理し見直しを行う。

(2) 都市公園以外の公園（地域ふれあい公園・児童遊園）

地域ふれあい公園や児童遊園など、都市計画法や都市公園法に基づいて設置されていない公園等は、都市公園を補完するものとし、地域の実情を踏まえて「現状維持」・「統廃合」・「機能転換」・「機能の分担」を以下のとおり行う。

- 利用状況や誘致圏人口が多く、誘致圏内に隣接公園がない場合は「現状維持」とする
- 利用状況が多い公園で、誘致圏内に隣接公園がある場合は、「機能の分担」を検討する
- 利用状況が少ない公園では、自治会要望を踏まえながら、「統廃合」・「機能転換」・「機能の分担」を検討する
- 小規模公園は、集約や再編で進める方針であるが、地域の実情に則し、防災拠点としての一時的な避難場所として確保が必要な場合、「機能の分担」として検討する
- 維持管理上などで課題があり、解決が困難な公園は「現状維持」や「機能の分担」とはせず、「統廃合」・「機能転換」を検討する
- 老朽化した施設は、必要性を鑑み更新、必要性が低下した遊具は、撤去するなど現状の公園機能を維持していく
- 公園内に移設不可能な構造物がある場合、相応しい物件か用途を確認する。
例えば、地下埋設物(防火水槽)が設置してある場合、移設不可で公共施設としての維持管理は必要となるが、状況によっては、「機能転換」は可能と判断する
- トイレの設置状況で維持管理が適正に自治会等で実施されている場合は、今後も機能保全に努めて頂くよう進めていく
- 存続調査結果で「その他機能」として具体的な要望が明記されない場合、今後の利活用と立地条件等を踏まえ統廃合を前提に検討する
- 「現状維持」とした公園については、今後の公園の維持管理について具体的に示した「管理協定」を自治会と締結に向け進める

6. 再編の方向性

分類	定義
現状維持	公園施設長寿命化計画等(令和5年度策定予定)を踏まえつつ、老朽化した施設の更新や撤去を図りながら、現状の公園機能を維持する
統廃合	地域との合意形成を前提として、複数の公園を集約する
機能転換	地域との合意形成を前提として、公園以外の異なる機能へ転換し活用する
機能分担	地域との合意形成を前提として、公園の機能を特化し役割をみなおす 例えば、防災拠点として、かまどベンチ等の設置で防災公園や地域の実情や世代に応じた公園に変える。 ※なお誘致圏内にある、他公園で機能を代替できる場合は、地域との合意形成を前提として廃止も視野に入れる